

任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月一日

広島県人事委員会

委員長 加藤 誠

## 広島県人事委員会規則第二号

### 任用に関する規則の一部を改正する規則

任用に関する規則（昭和二十七年広島県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第十条の次に次の一条を加える。

（試験の一部委任）

第十条の二 人事委員会は、人事委員会が適当と認める競争試験について、その実施の一部を任命権者に委任することができるものとする。

### 附 則

この人事委員会規則は、公布の日から施行する。